

第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画

国立市

平成28年2月

目次

	ページ
1. 計画の背景・目的	1
2. 目標と期間	2
3. 対象範囲	3
4. 取組内容	4
5. 実行計画の推進体制	8
6. 点検・評価・公表	9

資料編

1. 用語解説	10
2. 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	11
3. 国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例（抜粋）	12
4. 国立市地球温暖化対策推進本部要綱	14
5. 国立市地球温暖化対策推進本部開催経過	15
6. 国立市地球温暖化対策推進部会員名簿	16
7. 国立市地球温暖化対策推進部会開催経過	16

1. 計画の背景・目的

近年、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が温暖化しています。

地球温暖化は、世界的規模での気候変動を引き起こす要因とされており、生態系の破壊や気温の上昇などから、人々の健康や生活などの身の回りに至るまで、様々な影響を及ぼしはじめています。

また平成23年に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故は、エネルギーの重要性を再認識させ、家庭や事業所においても、節電をはじめとする省エネルギーの取組や再生可能エネルギー設備の導入などを推し進める要因となっています。国においても、現在原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスを検討しています。

こうした中、地方公共団体は、これまで以上に地球温暖化対策を明確にし、省エネルギーや再生可能エネルギー導入に率先して取り組んでいくことが求められています。

わが国では平成11年「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、都道府県及び市町村に対して自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等に関する計画の策定が義務付けられました。

これを受けて、国立市では平成12年に国立市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）、平成18年に第二期実行計画、そして平成23年に第三期実行計画を策定し、温暖化対策に取り組んできました。

第三期実行計画では、取組事例や考え方について、細かい部分まで記載され、様々な取組が行われました。一方、推進制度が機能しきれていない部分も見受けられ、運用面や推進体制に改善の余地が見えてきました。また、東日本大震災後、電力の安定供給のため、火力発電所による発電量が増加し、電力会社の排出係数（※説明次ページ）も大幅に高くなりました。その結果、国立市役所でも電気使用量など各項目の使用量は削減できているにも関わらず、最終的な二酸化炭素排出量は大幅に増加する結果となってしまいました。

こうした背景を踏まえ、本実行計画では、排出係数の上昇も加味し、定着しつつある温暖化対策を強化するとともに、全職員がさらに取り組めるような内容としました。

この実行計画により、市の事務・事業で排出する温室効果ガスの削減を最終的な目的とします。なお、本実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条、また、「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」及び「国立市環境基本計画」に基づいています。

2. 目標と期間

削減目標は、平成17年度（2005年度）を基準として、温室効果ガス排出量全体で12%の削減とし、計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

12%という目標値は、第四期実行計画期間中に予定されている公衆街路灯のLED化などによる排出量の削減見込みと、国立駅複合公共施設の設置などによる排出量の増加見込みとを差し引きし、ここにエアコンの温度設定や誰もいない場所の消灯などによる職員の省エネ努力による排出量の削減見込みを加え、算定しました。

また、基準年度については、国が基準年度と設定している平成17年度としました。なお、「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（環境省、平成23年10月）による「活動量（電気やガスなどの使用量）が適切に把握できる年度を基準年に設定することが適当」にも基づいています。

※排出係数について

- 電気、ガスなどのエネルギー使用量からCO₂排出量を求めるための値で、エネルギーごとに定められています。電気であれば、1kWh発電するのにどれだけのCO₂を排出しているかを示す値なので、電気使用量と排出係数を掛けることで、CO₂の排出量が分かります。
- 特に電気については、火力や原子力等の発電方法やその割合が電力会社ごとに違うので、毎年数値が変わります。なお、火力発電は化石燃料を多く燃やすので、CO₂排出量が多くなります。

3. 対象範囲

実行計画の対象範囲は、市が実施する事務・事業全体とします。なお、平成17年度（基準年度）に市の施設で、現在指定管理者に委託されている施設についても対象とします。

《参考資料》

基準年度（平成17年度）温室効果ガス総排出量

項目	使用量	排出 係数	温室効果ガス (単位：t-CO ₂)	構成比 (%)
電気	8,771,789 kWh	0.378	3,315.7	72.38
都市ガス	547,969 m ³	1.96	1,074.0	23.44
重油	1,068 ℓ	2.71	2.9	0.06
灯油	44,407 ℓ	2.46	109.2	2.38
ガソリン	21,314 ℓ	2.32	49.4	1.08
軽油	5,036 ℓ	2.62	13.2	0.29
LPG	5,068 kg	3.00	15.2	0.33
走行距離（ガソリン車）※1	156,969 km	-	1.3	0.03
走行距離（ディーゼル車）※1	21,547 km	-	0.2	0.00
合計			4,581.2※2	100.00
12%削減値（目標値）			4,031.5	

単位：t-CO₂（トン シーオーツー）

※1 自動車の走行に伴い、メタン（CH₄）と一酸化二窒素（N₂O）が排出されるので、係数を用いて二酸化炭素に換算しています。メタンは天然ガスの主成分で、有機物が嫌気状態で腐敗・発酵する時に発生します。一酸化二窒素は二酸化炭素の100倍以上の温室効果を持つ気体で、物の燃焼や窒素肥料の使用などで発生します。また、排出係数は車両の種類（乗用車、貨物車等）によって異なるのでここでの表記は省略しています。

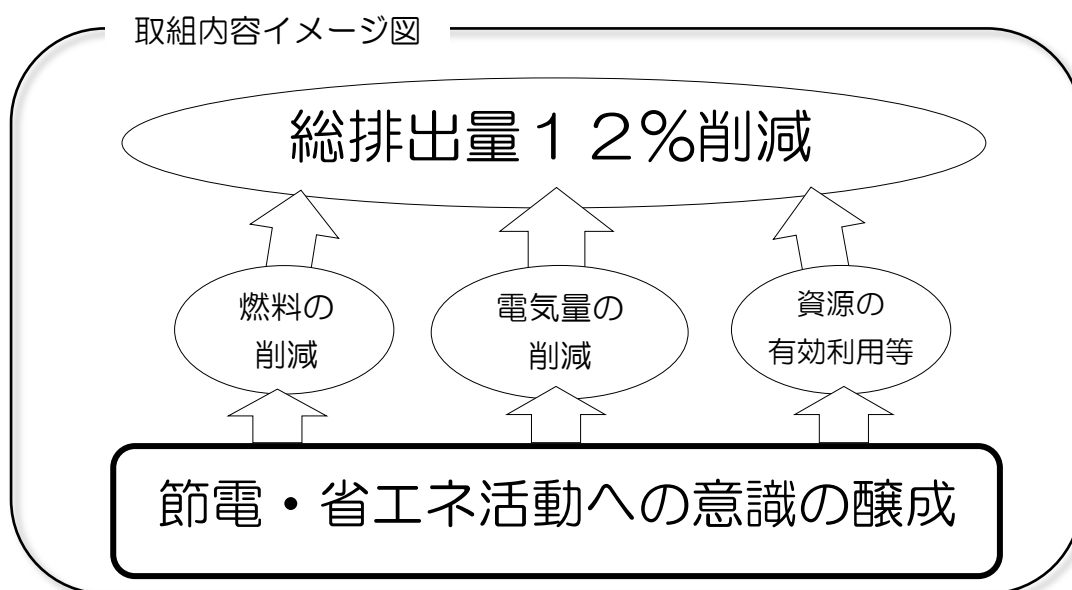
※2 温室効果ガスの合計には小数第2位以下の数値も含まれています。なお、精査により平成17年度に公表した数値とは相違しています。

4. 取組内容

第三期実行計画では、取組内容を「電気量の削減」「燃料の削減」「資源の有効利用」「その他の対策」と四分類化し、各々を人が行う対策と設備改修などで行う対策とに分け、さらに、それぞれに重点的に取り組む対策として重点対策を設定しました。

その結果、平成26年度の電気使用量は10%の削減を達成しましたが、都市ガスは17%の増加となってしまいました。これは、公立小中学校教室へのエアコン導入の影響が大きいと考えられます。しかしながら、東日本大震災に伴う緊急的な節電の必要性も、取組を推し進める大きなきっかけとなり、第三期実行計画期間中の各部署からの報告では、「電気量の削減」については8割、「燃料の削減」については10割に近い部署が取り組んでいるとの回答を得ました。

そこで、第三期実行計画期間中になされた多くの取組を、さらに推進するため、職員の意識に着目し、第四期実行計画では、「節電・省エネ活動への意識の醸成」を大きな柱として設定しました。具体的には、省エネ活動の推進・取組のための研修会の実施、庁内放送による省エネ方法の周知、環境啓発イベントの実施などが挙げられます。これにより、全職員が意識を高く持ち、日々の業務の中で様々な省エネ活動に積極的に取り組むことで、総排出量12%の削減達成を目指します。



☆節電・省エネ活動への意識の醸成☆

◆省エネ活動の推進・取組のための研修会の実施

- ・第三期実行計画で定着した節電・省エネ対策を今後さらに強化し、より多くの職員が取り組めるよう、また、省エネの知識や現状に対する理解を深められる研修を行います。

◆庁内放送による省エネ方法の周知

- ・昼休みや終業後の消灯呼びかけ、具体的な取組方法やその効果、職員が取り組んでみようと思えるような内容を庁内放送により周知します。

◆環境啓発イベントの実施

- ・エコポロシャツの作成・着用や打ち水イベントなどといった今までにない取組の実施により、節電・省エネの意識の向上を図ります。

◆取組効果の見える化

- ・電子機器のスイッチ部分に、例えば「何分消したら、何 kWh 削減」といったシール貼付などによる啓発を行います。

◆取組内容等のポスター掲示

- ・照明の消し忘れ防止や、エコドライブの推進など取組内容に関するポスターを目に留まるところに掲示し意識啓発を行います。

◆取組に応じた職員表彰

- ・職員表彰制度を活用し、課や個人で行った著しい取組について表彰します。

◆各課の効果的な取組内容を庁内へ紹介

- ・各課で行っている取組の中で、他課でも行えるものや参考になるもの、効果の高いものを庁内へ紹介します。

◆アンケートやクイズを用いた省エネ検定の実施

- ・庁内掲示等で節電や温暖化防止に関する取組についてクイズを行い、知識を得たり理解を深めます。また、毎年職員に対してアンケートを行い、省エネ・節電に関する個人の意識を数値として把握し、向上を図ります。

具体的な取組内容は「電気量の削減」「燃料の削減」「資源の有効利用等」に分類しています。()内の数値は職員の行動による取組についての年間削減試算値です。

(1) 電気量の削減

- ☆LED等の省電力型の公衆街路灯を設置します
- ☆終業時の消灯を徹底します(▲5,045kWh)
- ☆誰もいないトイレや給湯室は積極的に消灯します(▲268kWh)
- ☆ブラインドの利用や未設置の施設には日射調整フィルムを設置します
- ☆主に先機関へ高効率照明(LED等)や自動照明を導入します
- ☆施設改修の際には省エネルギー空調設備システムを導入します
- ☆施設改修時及び新規施設には太陽エネルギー等再生可能エネルギー利用設備を導入します
- ☆トイレや手洗い場に自動水洗を導入します
- ☆退庁時にパソコンやコピー機、プリンターなどの電源を切ります(▲1,115kWh)
- ☆パソコン、プリンターの更新時には、省エネタイプへ交換します
- ☆電源オフチェック表を活用します
- ☆業務に支障のない範囲でさらに間引き照明を実施します
- ☆業務に支障のない範囲で昼休みは消灯し、不要な電子機器の使用は控えます
- ☆夏はクールビズを行い冷房を28℃に設定します
- ☆冬はウォームビズを行い暖房を19℃に設定します
- ☆OA機器や電気製品の購入やリースの際は、省電力製品を選択します

(2) 燃料の削減

- ☆急を要さない近距離の移動はできる限り自転車や徒歩にします
- ☆環境にも優しい運転のためにエコドライブ(急発進・急加速をしない、アイドリングストップを行うなど)を実施します(▲6,819kg-CO₂)
- ☆出張は公共交通機関を利用します
- ☆車の買替えの際はハイブリッド車や電気自動車など低公害車を優先的に選択します
- ☆給湯室の給湯器は終業時に切ります
- ☆通勤には個別の事情に配慮しつつ公共交通機関や自転車の利用を推進します

(3) 資源の有効利用等

- ☆全庁的に通知文書の印刷や刊行物の庁内配布を減らしていきます
- ☆用紙は両面印刷を行います
- ☆片面印刷の用紙は、捨てずに裏面を再利用します
- ☆両面印刷の可能なプリンターを導入します
- ☆コピーやプリントアウト時に縮小機能や2アップ印刷を活用します
- ☆ごみの分別を徹底します
- ☆備品類、事務用品は環境に配慮した製品を選択（グリーン購入を推進）し、壊れても修理して長期間使用します
- ☆不要になった物品などは他部署と調整してリサイクルを図ります
- ☆施設の新築、修繕などには再生された建築素材、又は再生可能な建築素材を選択するよう配慮します
- ☆屋上緑化や壁面緑化を推進します
- ☆食器洗い、手洗いは必要最小限の水で行います

<年間削減試算値について>

取組	削減量	CO ₂ 削減量 kg-CO ₂	算出方法
終業時の消灯を徹底します	電気 5,045kWh	2,656	残業時に必要のない照明灯（庁舎全体の5分1）が18時以降3時間点灯していたとします。
誰もいないトイレや給湯室は積極的に消灯します	電気 268kWh	140	1日あたり延べ1時間消し忘れがあったとします。
退庁時にコピー機やプリンターなどの電源を切ります	電気 1,115kWh	582	庁舎にあるコピー機12台、プリンター121台の半数が、待機状態のまま電源が切られていないとします。平均待機電力はコピー機8W、プリンター7.5Wとします。
環境にも優しい運転のためにエコドライブ（急発進・急加速をしない、アイドリングストップを行うなど）を実施します	ガソリン 2,939ℓ	6,819	毎日5分間アイドリングをやめ、急発進を毎日10回やめます。アイドリング中の燃料使用量は0.046リットル、急発進10回では0.17リットル、庁用車56台とします。

5. 実行計画の推進体制

第三期実行計画では、各課1名エコサポーターという担当者を選任し、所属する課の職員に対して、主に人が行う対策を周知し、推進してきました。庁内アンケートでも、エコサポーター制度の認知度は約8割で、各課で一定の認識はされていると言えます。そこで、第四期実行計画では取組内容をより効果的に行うため、エコサポーターについては課単位ではなく、係単位で1名選任し、下記のような体制で取組を推進します。

(1) エコサポーターの選任と役割

毎年エコサポーターを各係1名選任します。広く職員の環境意識を啓発するために、エコサポーターは原則として輪番制とします。

エコサポーターは、所属する係で行う温暖化防止対策を推進すると共に、事務局（環境政策課）から発信される情報を積極的に係内に周知します。

(2) 各課からの報告と対策の推進

各課は半期ごとにエネルギー使用量と取組状況の報告を事務局に行います。第三期実行計画では年1回の報告でしたが、半期で報告を行うことにより、今まで以上にエネルギー使用量の増減要因や取組状況の変化を細かく把握でき、対策が立てやすくなります。

(3) 事務局の役割

事務局は、各課からの報告を受け、エネルギー使用量の増減の把握や対策を検討します。著しいエネルギー使用量の増減があった場合、ヒアリングで原因を把握し、対策を各課と検討します。また、エコサポーターに対して、研修の実施や情報提供により、各係での取組をバックアップします。

6. 点検・評価・公表

(1) 点検

事務局は、半期に一度各課からの報告を点検します。

点検には各課での取組状況に加え、エネルギー（電気やガスなど）使用量も含まれます。

(2) 評価

国立市地球温暖化対策推進本部は、事務局がまとめた各課の報告を評価し、必要に応じて各課に対策の推進を要請します。

(3) 公表

市の温暖化対策への取組状況は、年1回、市報やホームページで公表します。

資料編

1. 用語解説

(1) エコドライブ

エコドライブとは、「環境に配慮した自動車運転」のことです。具体的には、急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、少しの配慮で環境に対して大きな効果を得ることができます。さらに、エコドライブは環境面への寄与だけではなく、燃費向上や安全運転による事故防止という経済面・安全面へのメリットも期待でき、その効果は一石三鳥といえます。

(2) エネルギーミックス（ベストミックス）

発電設備にはさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することを「エネルギーミックス」または「ベストミックス」といいます。

発電設備のタイプには、水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等の新エネルギーなどがあり、それぞれ、燃料・資源調達の安定性、稼働・運用特性、環境負荷、経済性（設備費用や燃料費）などの特性があります。

(3) LED

LEDとは発光ダイオード（Light Emitting Diode）の3つの頭文字を取って省略したもので、電気を流すと発光する半導体の一種です。

現在は照明灯などでの活用が進んでおり、従来の白熱電球に比べ、省エネや高い発光効率、長寿命など多くのメリットがあり、家庭や事業所など多くの場所で利用が広がっています。

(4) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、エネルギー供給構造高度化法で「エネルギー源として持続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。

再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 （略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 （略）

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

3. 国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例（抜粋）

前文

国立市は、武蔵野台地から多摩丘陵を臨む所に位置しています。私たちは古来より多摩川、ハケ（崖線）、湧水、雑木林などの自然とともに暮らしを営んできました。先人の努力により田畑の耕作のために用水が引かれ、歴史的文化的遺産である谷保天満宮や南養寺を始めとする寺社などが建立され、世代を超えた伝統の息吹を感じられる地域となっています。また、全国初の障害者福祉施設である滝乃川学園や学園都市形成の根幹ともいべき一橋大学を始めとして、いくつかの大学や高等学校も設置され、文化・福祉・教育・環境を重視する市民意識を醸成する中で、文教地区の指定も受けています。

近年の複雑化、高度化する社会の進展に伴い、私たちの暮らしも大きく変化し、ややもすればそれら自然の恵みや歴史文化などの大切さを忘れがちです。積極的に環境保全の活動にかかわる市民も多い半面、地球規模での環境破壊が進んでいます。私たち一人ひとり、日々の暮らしの在り方そのものから見直し、自ら対策を講じなければ、間に合わないところまで来ていることに気が付かなければなりません。

国立市では、これまで緑の保全・水循環・公害対策・ごみ減量など個別の施策に力を入れ、取り組みを進めてきました。また、市民も大学通りの桜並木を守る活動や市内全域の公園整備活動を始め、様々な環境保全の活動に取り組んできました。

7万余のすべての市民が、これからも心豊かで健やかに暮らしていくためには、これらの環境保全のための取り組みを、横断的かつ総合的に推進していくことが必要です。

私たちには、自らの生存権を守るために良好な環境を保全する義務と責任があります。これらを果たす中で、私たちは環境権を獲得することができます。これまでの個別の施策を基に、すべての人々との相互協力により環境自治を推し進め、次世代に引き継ぐ良好な環境を形成していくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な自然環境及び生活環境の保全、回復及び創出（以

下「環境の保全等」という。)について、基本となる理念を定め、国立市（以下「市」という。）、市民、事業者及び教育機関の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

第2章 基本的施策

（基本的施策）

第8条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- （1）地下水、湧水、河川、緑地、農地、崖線、樹木その他の自然環境の体系的な保全、回復及び創出に関すること。
- （2）大気、水、土壌等の公害の防止及び騒音、臭気その他の生活型公害の対策に関すること。
- （3）人体に及ぼす影響が新たに指摘されている環境問題に対する適正な情報の収集と提供に関すること。
- （4）循環型社会の推進に関すること。
- （5）野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保及び生態系の維持保全に関すること。
- （6）水及びエネルギーの有効利用に関すること。
- （7）地球温暖化の防止、オゾン層の保護、資源の保護その他の地球環境の保全に関すること。
- （8）地域の環境と調和した良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- （9）公共交通機関の利用促進その他の環境的に持続可能な交通の実現に関すること。
- （10）前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

4. 国立市地球温暖化対策推進本部要綱

(設置)

第1条 国立市の行政事務事業における地球温暖化対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、国立市地球温暖化対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国立市役所地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の策定に関する事。
- (2) 実行計画推進の総合調整に関する事。
- (3) その他国立市地球温暖化対策の推進に係る必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者とする。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指定する順位により、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(地球温暖化対策推進部会)

第6条 本部に国立市地球温暖化対策推進部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、本部の実行計画の策定に当たり、本部の指示に基づき原案を作成する。
- 3 部会は、本部会議に付議する事案及び本部会議で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。
- 4 部会は、部会長、副本部長及び部会員をもって組織する。

5 部会長及び部会員は、本部長が指名する者をもって充て、副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、会議を主宰する。

(推進委員)

第7条 部会に国立市地球温暖化対策推進委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、実行計画を推進するとともに本部会議で決定した事項を実施し、その結果を部会へ報告する。

3 委員は、各課の長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則(略)

付 則(平成27年12月17日訓令第92号)

この訓令は、平成27年12月17日から施行する。

別表

本部員	政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市整備部長 まちづくり推進本部長 議会事務局長 教育次長
-----	---

5. 国立市地球温暖化対策推進本部開催経過

回数	日付	内容など
第1回	平成27年 6月25日	第四期実行計画策定について(第三期実行計画の評価、第四期実行計画策定方針、策定スケジュール、推進部会の設置)
第2回	10月20日	第四期国立市地球温暖化対策実行計画の素案について
第3回	平成28年 1月19日	第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画案について、今後の予定について

6. 国立市地球温暖化対策推進部会員名簿

平成28年1月時点

	職名	氏名
部会長	政策経営部政策経営課長	黒澤 重徳
副部会長	生活環境部ごみ減量課長	村山 幸浩
部会員	行政管理部総務課長	平 康浩
	行政管理部建築営繕課長	内山 猛
	行政管理部職員課長	清水 紀明
	健康福祉部福祉総務課長	山本 俊彰
	子ども家庭部児童青少年課長	田代 和広
	生活環境部生活コミュニティ課長	立川 浩平
	都市整備部都市計画課長	関 慎一
	都市整備部交通課長	中島 広幸
	まちづくり推進本部国立駅周辺整備課長	北村 敦
	教育委員会教育総務課長	川島 慶之
	教育委員会生涯学習課長	津田 智宏
	議会事務局議会事務局次長	町田 勝則

7. 国立市地球温暖化対策推進部会開催経過

回数	日付	内容など
第1回	平成27年 7月17日	推進部会の体制、第三期実行計画の評価を踏まえた第四期計画の方針、今後のスケジュールの確認
第2回	8月13日	第三期実行計画の詳細な評価、エコサポーターについて、修正アンケート（案）について
第3回	9月18日	アンケート結果について、第四期実行計画素案の検討（背景・目的、目標、期間、対象範囲、取組内容）
第4回	10月14日	第四期実行計画素案の検討（目標、取組内容、推進体制、点検・評価・公表）
第5回	11月16日	第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画案の検討

第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画

平成28年2月

国立市 生活環境部 環境政策課